

令和 2 年第 4 回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分②)

※議案第107号及び108号については資料なし

(議案第103号)

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月23日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の特別給の年間支給月数が民間の特別給を0.05月分上回っていることから、年間の支給月数を0.05月引き下げ、4.60月とするものである。この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、本区においても、職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

職員、管理職員、再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げ、年間の特別給を、職員及び管理職員については4.60月とし、再任用職員及び再任用管理職員については2.40月とする。(第29条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日

(議案第104号)

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員との権衡等を踏まえて定めることが適当であるとされているところ、特別区においては、常勤職員と同じ支給月数の期末手当を支給することとしている。

本年10月23日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、特別給について、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き下げるものであり、この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとし、会計年度任用職員の期末手当の支給月数についても、常勤職員と同様に引き下げることにした。

このことに伴い、本区においても、会計年度任用職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

会計年度任用職員の期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げ、2.55月とする。(第16条及び第30条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日

(議案第105号)

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月23日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の特別給の年間支給月数が民間の特別給を0.05月分上回っていることから、年間の支給月数を0.05月引き下げ、4.60月とするものである。この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、一般の職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

職員、管理職員、再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げ、年間の特別給を、職員及び管理職員については4.60月とし、再任用職員及び再任用管理職員については2.40月とする。(第27条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日

(議案第106号)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月23日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の特別給の年間支給月数が民間の特別給を0.05月上回っていることから、年間の支給月数を0.05月引き下げ、4.60月とするものである。この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

区では、このことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、期末手当を引き下げることにした。

このことに伴い、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

職員、管理職員、再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げ、年間の特別給を、職員及び管理職員については4.60月とし、再任用職員及び再任用管理職員については2.40月とする。(第29条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日